

障害福祉サービスの概要

障害福祉サービスは、「介護給付」「訓練等給付」「障害児支援」があります。

「介護給付」や「訓練等給付」を利用するには、申請をして、所要の調査を実施したあと、障害支援区分の認定もしくは判定を経て、支給決定を受ける必要があります。

「障害児支援」については障害支援区分の認定や判定は不要で、調査を実施し、支給決定を受けるようになります。

「介護給付」「訓練等給付」「障害児支援」いずれの支給決定においても、相談支援事業所がサービスを利用したい人とともに作成した「サービス等利用計画（案）」や「障害児支援利用計画（案）」が必要ですので、まず相談支援事業所か社会福祉課までご相談ください。

○支給決定までの流れ

